議案第35号

大阪市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市特定非営利活動促進法施行条例(平成24年大阪市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削 る。

(縦覧期間中の補正)

- 第5条 法<u>第10条第4項</u>(法第25条第5項及 び第34条第5項において準用する場合を含 む。次項において同じ。)に規定する条例で 定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、 誤字又は脱字であって、その記載の訂正が 内容の同一性に影響を与えない範囲である ものとする。
- 2 法<u>第10条第4項</u>の規定により補正を行う場合は、補正後の申請書又は書類を添付した所定の補正書を市長に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第18条 法第55条第1項(法第62条において 準用する場合を含む。)の規定による書類の 提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わ なければならない。

[削る]

(縦覧期間中の補正)

- 第5条 法<u>第10条第3項</u>(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字であって、その記載の訂正が内容の同一性に影響を与えない範囲であるものとする。
- 2 法<u>第10条第3項</u>の規定により補正を行う 場合は、補正後の申請書又は書類を添付し た所定の補正書を市長に提出しなければな らない。

(役員報酬規程等の提出)

- 第18条 法第55条第1項(法第62条において 準用する場合を含む。次項において同じ。) の規定による書類の提出は、毎事業年度初 めの3月以内に行わなければならない。
- 2 法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、法第54条第2項第2号に掲げる前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、既に市長に提出

されている役員報酬又は職員給与の支給に 関する規程の内容に変更がないときは、そ の旨を記載した書類をもってこれに代える ことができる。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により提出する同法第54条第2項第2号に掲げる書類のうち特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされたものについては、この条例による改正前の大阪市特定非営利活動促進法施行条例第18条第2項の規定は、なおその効力を有する。

令和3年2月10日提出

大阪市長 松井一郎

説明

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、役員報酬規程等の提出に係る特例措置を廃止するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。